

TNF工法協会 営業部会規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、TNF工法協会（以下、「本協会」という）会則に則り、その目的を達成するために組織された営業部会（以下、「本部会」という）の基準を定め、効率的な営業活動の推進を目的とする。

第2条（活動）

株式会社タケウチ建設（以下、「タケウチ建設」という）の有するTNF工法及びそれに類する工法（以下、「本工法」という）の広報活動及び販路拡張、販売促進のために協会会員と共同して営業活動を遂行する。

2. 本規程の定めに従い、本協会が定めた商標、マークおよび作成された資料を使用して、統一されたイメージのもとに、本工法の営業活動を遂行する。

第2章 部会員

第3条（部会員）

本部会の会員は、次の通り「代理店会員」、「販売店会員」、及び販売活動に寄与する「技術部会員」をもって構成する。

- （1）「代理店会員」は、本工法の斡旋及び仲介を主な活動とする会員。
- （2）「販売店会員」は、専属社員を1名以上配置し、本工法の斡旋及び仲介、元請からの請負を主な活動とする会員。
- （3）「技術部会員」は、本工法の斡旋及び仲介、元請からの請負を主な活動とする会員。

第4条（便宜供与）

本部会員は、営業、広報活動に関わる、各種販促物の無償提供が供与される。

第5条（情報の交換）

本部会員は、本工法の営業活動遂行に必要な情報を相互に開示するものとする。

ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。

2. 本部会会員は、定例会議に参加し、本工法の営業活動に関わる情報交換をおこなう。
3. 本部会会員は、営業報告書等の提出を求められたときには速やかにこれに応じる

第6条（定めなき事項）

本規程に定めなき事項は、本部会にて協議の上、理事会の承認を得て、更新するものとする。

2013年5月28日	初版発行
2019年6月30日	第1回改訂